

65歳以上の人の介護保険料が変わります

介護保険は、介護が必要となった高齢者を社会全体で支える社会保障制度で、介護保険事業計画に基づいて運営されます。この計画は3年ごとに見直され、今年度はその見直しの年にあたります。新しい保険料は、平成21年度から3年間の介護保険サービスの必要量を見込んで設定します。

新しい介護保険料の決定

新しい保険料は、基準額が月額3,720円から月額3,960円となります。これは、高齢化による介護サービス費の増大や、施設入所希望者のニーズに応えるための新たな介護施設の整備などを行うために必要な保険料の改定です。なお、三原市の保険料は、県内で3番目に安い金額となっています。

保険料段階の見直し

保険料が所得に応じた適正な設定となるよう、保険料を決める所得段階を9つに細分化しました。

●変更前の保険料（平成18年度～平成20年度）

所得段階	保険料率	月額保険料	対象者
第1段階	0.50	1,860円	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人
第2段階	0.50	1,860円	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階	0.75	2,790円	市民税非課税世帯で第1・2段階に該当しない人
第4段階	1.00	3,720円 (基準額)	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる人
第5段階	1.25	4,650円	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人
第6段階	1.50	5,580円	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人

●変更後の保険料（平成21年度～平成23年度）

保険料率	月額保険料	対象者
0.50	1,980円	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人
0.50	1,980円	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
0.75	2,970円	市民税非課税世帯で第1・2段階に該当しない人
0.91	3,604円	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
1.00	3,960円 (基準額)	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人
1.16	4,594円	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人
1.25	4,950円	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人
1.50	5,940円	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上600万円未満の人
1.75	6,930円	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の人

保険料の納付方法と納付通知書の発送

介護保険は、制度を支える重要な財源です。納期限までに納めてください。

年金支給分から自動的に徴収（特別徴収）

対象 老齢年金などの年額が18万円以上の人

納付通知書の発送時期 8月上旬

保険料 4月・6月・8月分の保険料は、今年2月の保険料額と同額です。確定した年金保険料額から、4月・6月・8月に納めた額を差し引き、残りの額を10月・12月・来年2月の3回に分けて納付します。

納付書・口座振替で納付（普通徴収）

対象 老齢年金などの年額が18万円未満の人、老齢福祉年金受給者

納付通知書の発送時期 今月上旬（納付月：7月～来年2月）

※なお、65歳になる人には、誕生日の月以後に納付書を送付します。納付書で納付するか、口座振替を利用してください。

問い合わせ先 高齢者福祉課(☎0848⑥76240FAX0848④2130)、市民税課(☎0848⑥76031FAX0848⑥6132)